10.消費者に関連するその他の法

10-1.消費者に関連する諸法

|  |
| --- |
| 消費者の取引に関するもの消費者契約法（H12法律61号）特定商取引に関する法律［特定商取引法］（S51法律57号）割賦販売法（S36法律159号）特定電子メールの送信の適正化等に関する法律［電子メール適正化法］（H14法律26号）電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（H13法律95号）宅地建物取引業法（S27法律176号）旅行業法（S27法律239号）貸金業法（S58法律32号）特定商品等の預託等取引契約に関する法律（S61法律62号）金融商品の販売等に関する法律［金融商品販売法］（H12法律101号）出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律［出資法］（S29法律195号）無限連鎖講の防止に関する法律（S53法律101号） |
| 商品等の表示に関するもの不当景品類及び不当表示防止法［景品表示法］（S37法律134号）家庭用品品質表示法（S37法律104号）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律［JAS法］（S25法律175号）住宅の品質確保の促進等に関する法律（H11法律81号）健康増進法（H14法律103号）米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（H21法律26号） |
| 消費者の安全に関するもの食品衛生法（S22法律233号）食品安全基本法（H15法律48号）薬事法（S35法律145号）電気用品安全法（S36法律234号）消費生活用製品安全法（S48法律31号）有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律［家庭用品規制法］（S48法律112号）製造物責任法（H6法律85号）消費者安全法（H21法律50号） |
| その他消費者基本法（S43法律78号）消費者教育の推進に関する法律 （H24法律61号）独立行政法人国民生活センター法（H14法律123号） |

10-2.金融商品販売法

10-2-1.金融商品の販売と不法行為

(1)金融商品の販売をめぐるトラブル

金融商品＝株式、社債、商品取引、デリバティブ（金融派生商品）etc.

知識の乏しい者への勧誘

金融商品購入者の救済

顧客

証券会社

(a) 無効・取消し：民法、消費者契約法（なお、特定商取引26Ⅰ⑧イ）

×

(b) 不法行為責任追及（民709・715）

‖

特則として、金融商品販売法

説明義務違反

民709

①権利または法律上保護される利益の侵害（違法性）、②故意または過失、③損害、④因果関係、⑤その他、不法行為責任の成立を阻却する事由がないこと

使用者責任（民715）

①使用関係、②「事業の執行について」、③被用者の不法行為、④免責事由がないこと

(2)金融商品の販売に関する不法行為

要件：説明義務違反　→　効果：損害賠償＋過失相殺（民722Ⅱ）

10-2-2.金融商品販売法

(1)規制の方法

金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）の制定（平成12年）

金融商品の販売（金販2）

(2)重要事項説明義務（金販3）

重要事項の内容（金販3Ⅰ）

・元本欠損のおそれ、指標、取引の仕組みのうちの重要な部分（①③⑤）

・元本を上回る損失のおそれ、指標、取引の仕組みのうちの重要な部分（②④⑥）

・権利行使期間制限・契約解除期間制限（⑦）

説明の方法･程度（金販3Ⅱ）

(3)損害賠償責任（金販5）

①無過失責任（金販5）、②損害額・因果関係の推定（金販6）

事例10-a　金融商品の販売

アカリさんは、N證券の従業員Aに勧められるまま、ワラント債（社債［会社が一般投資家から借入れをするもの］に新株予約権［その会社の株式を一定価格で取得できる権利］が付された商品）を3000万円で購入した。購入の際に、Aは、「ワラント債は株より数倍利回りのいいヒット商品で、手数料も要らないものです」と言っただけで、それ以上、ワラントの意義、権利行使価格、権利行使期間の意味、元本欠損によって無価値になることもありうることについては全く説明しなかった。その後、株価の下落や、アカリさん自身がワラント債の仕組みをよく理解していなかったことにより、ワラント債の元本欠損額は最終的には2000万円となった。

民法のルールの適用（金販7）：民722Ⅱ・724 etc.